

原子力安全委員会記者ブリーフィング

日時：平成23年6月3日（金）18：23～19：05

場所：合同庁舎4号館6階643号室

参加者：班目委員長、代谷委員、水間課長、都筑課長、小原課長

○毎日新聞岡田記者 毎日新聞の岡田と申します。

廃棄物の処理の当面の考え方についてお聞きしたいんですけども、3点ありまして、1点目が2.の「処理・輸送・保管について」というところで、焼却・熔融などの工程においては、電離則を遵守することなどによって、被ばく管理を行う必要があると書いてあるんですけども、この焼却、熔融する際の最大の線量限度というのは、具体的に何mSvなのかということと、あと1.の「再利用について」のところ、クリアランスレベルの設定に用いた基準、 $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ というのは、これは何をもとにした基準なのか、というのをお聞きしたいんですけども、例えばIAEAの基準を準用したとか、そういった根拠というか、準拠したものは何かというのを聞きたいのが2点目で、3点目は、こういった示された線量限度というのを実際にどうやって計測するのか、という問題について、どう考えているかということ、例えば、線量計を一般の人にみんな配るわけにはいかないと思うんですけども、どうやって、この線量限度を超えていない、ということを確認すればいいのか、その3点についてお願いします。

○代谷原子力安全委員 まず、後ろの $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ のところ、これについては、諸外国の例でこういうようなレベルがあるというところの一番厳しいところの値がとられた、というのが現実のところでございます。

この $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ をどうやって担保していくのかということについては、例えば放射能の含まれるものの濃度によって担保をするという考えとか、そういうようなことです。

現実には、 $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ を計測をするというのは、非常に難しいところだと思うんです。 $10\mu\text{Sv}/\text{h}$ とか、そういうようなことであればできますが、そういうことではございませんので、現実には、中に含まれる形態によって違いますので、それぞれあると思いますが、一応のその中に入ってくるキログラム当たりのベクレル数とか、核種当たりについて行こう。

それについては、それぞれの核種について、どの程度というのがありますので、それひとつで $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ になっちゃ困るので、それぞれの割合というのがありますので、割合を勘案した上で $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ 以下に抑えるという、そういう考え方でございます。

それから、電離則において、これを電離放射線障害防止規則、これにおいてやるということでございますので、これについては、普通の管理区域等でお働きになる方の線量限度ということとやるということと、1年間に必ずしもこれだけというのが明確に定まっている、とは言にくいところもありますね。例えば、何かがあれば、そのときについては多くなってもいい。ただ、数年にわたって、それがあある一定の量以下になる、というようなことということ。そういうようなことで、ここについては電離則を見ていただければ、というよう

にと思いますが、そういうことをごさいます。特に、これで例えば10mSv/年とか、20mSv/年とかというような格好で決まっているということでも必ずしもごさいません。

それから、あともう1点何でしたっけ、すみません。

○毎日新聞岡田記者 その線量をどうやって計測するのかということですが、先ほどおっしゃられたのは、核種ごとに1kg当たりの許容ベクレル数みたいなのを示して。

○代谷原子力安全委員 これについては、表の形式になって、既に出ておりますので、それを参照していただいて、それで計算をするということをやっただけであれば、というふうに思っています。

○毎日新聞岡田記者 すみません、何の表、どこが出している表ですか。

○代谷原子力安全委員 これは正確なあれから言うと、何でしたっけ、原子力安全委員会の方から出しているもので、第2種の、違うか、ごめんなさい。

後ほど、正式名称をお教えします。いずれにしても、指針集等に載っているものでございます。

○毎日新聞岡田記者 細かくて恐縮なんですけれども、この電離則のどこを見ればいいんでしょうか。余りにもいろいろあり過ぎて、これはがれきを撤去する人も、放射線従事者というふうに考えるということですか。もしよければ、具体的に第何条何項とかというのがわかればありがたいんですけれども。

○小原課長 事務局から補足させていただきます。

電離則の第4条に放射線業務従事者の被ばく限度というのが規定されております。これは炉規法の放射線業務従事者と同じ考え方で規定されている内容でございまして、実効線量が5年間につき100mSvを超えず、かつ1年間につき50mSvを超えないようにしなければならないという規定になってございます。

○毎日新聞岡田記者 もう一回最後のところを。

○小原課長 では、もう一回申し上げます。

電離則の第4条に放射線業務従事者の被ばく限度という規定がございまして。そこでは、管理区域内において、放射線業務に従事する労働者の受ける実効線量が、5年間につき100mSvを超えず、かつ、1年間につき50mSvを超えないようにしなければならないと、このような規定になってございます。

○毎日新聞岡田記者 そうすると、確認ですが、そういう溶融とか焼却をする際は、

最大で年50mSvを超えないようにすればいいということですね。一番最悪のケースでも年間50mSvを超えなければいいということになるんですね。

○小原課長 単一年ですとそうですね。通常は、だから5年間で100mSvという規定がございますので、1年間20mSvというのが実効的な限度ということになっているかと思います。

○班目原子力安全委員長 ちょっと補足させていただけますでしょうか。

現在、実は、緊急被ばく状況の外側の領域というのは、現存被ばく状況でございます。したがって、バックグラウンドがある程度の値になっているという状況がございます。しかしながら、その中でもやはり基本的には、こういう作業に従事される方は、この電離則に従って、健康管理等々、モニタリング等々をしっかりとやっていただくことを原則とさせていただきたい、これが安全委員会からの提案ということになります。

○毎日新聞岡田記者 確認ですけれども、電離則に従うと、本当に最悪の最も多い場合で年間50mSvを超えないようにすればいいということですよね。

○小原課長 それは今回の事情と関係なく、現行の規制、通常の原子力活動にかかわる作業従事者についての規定がそうなっているということです。同じように管理してくださいということを我々としては求めてございます。

それから、先ほどのクリアランスレベルに相当する放射性物質の濃度ということなんですが、原子炉等規制法の中でクリアランスという制度が既に取り入れられていて、関係する濃度が示されてございます。それがちょっと長つたらしい名前なので、ちょっと申し上げますと、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」というのがございます。

その中で、確認の対象になる放射能濃度ということで、表が別表という形で示されてございます。これは核種別にそれぞれ数値が定まっておりますが、例えばセシウム137ですと0.1 Bq/gという数値が示されております。そうすると、100Bq/kgになると思いますけれども、これはクリアランスをされて、コンクリート廃材とか金属等がクリアランスをされて、いろいろな使い方をされるといったときに、10 μ Sv/年以下の影響しか与えないということ逆算して定めた放射性物質の濃度ということになります。

○朝日新聞小堀記者 朝日新聞の小堀です。

今、政府と東京電力の統合会見で発表があったんですが、そこで加藤審議官もお答えになっていると思うんですが、班目先生に1点お伺いしたいんですけれども、東電の作業員の方が今、事故で限度が引き上げられた250mSvを超える被ばくをしていたと、最大で580mSvのヨウ素131を甲状腺に取り込んだ可能性があるという発表があったんですが、このことについて、委員長のコメントをいただけないでしょうか。

○班目原子力安全委員長 大変残念な事態だと思っております。事実関係は確実なわけではないんですが、原子力安全委員会としては、特に、放射性ヨウ素の内部被ばくのことについて、当初から非常に気にかけておりました、安定ヨウ素剤の服用の仕方等々についても、詳しく助言してきたところがございます。恐らくその助言内容、最初は2錠でその後5日間だったかな、しばらく空けなきゃいけないとか、非常に詳しく書いたはずなんですが、どうもそれが守られていなかったということで、大変残念な事態だというふうに思っております。

○朝日新聞小堀記者 それと、改めて東京電力の作業員の被ばく管理について、どういうふうにしていけばいいというふうにお考えでしょうか。

○班目原子力安全委員長 これは初期の頃に、そういうことが起こってしまったということで、これはこれで大変残念なことなんですが、その後、規制行政庁の方からも改善命令等々が出ていますのでございますので、是非、しっかりとこれからは管理していただきたいと思っております。

○読売新聞野依記者 読売新聞、野依と申します。

今日、午前中の保安院の会見とかでも出たような話らしいんですけども、原子炉の冷温停止ということが今、政治のレベルでも語られているあれなんですけれども、燃料がこれだけ溶解して破損した段階で、冷温停止というものを従来の水温が100℃未満という従来の考え方というのを、ちょっと定義を変えなきゃいけないかもしれない、というようなお話があったんですが、それに関して、冷温停止というのに現状の状況を勘案すると、冷温停止というのをどういうふうにとらえたらいいのか、ということに関して、委員長にお伺いできればと思います。

○班目原子力安全委員長 冷温停止の通常の状態での定義は非常に明確なんですけど、おっしゃるとおり、このような場合の冷温停止とは何かというと、はっきりしてございません。これについては、当然、規制行政庁であるところの原子力安全・保安院の方で一定の考えが示されるべきだと思っております。必要があるようでしたら、原子力安全委員会としても助言には応じたいと思っておりますのでございます。

○読売新聞野依記者 それは保安規定とか、そういうことも変えなきゃいけないとか、そういうことになるわけでしょうか。

○班目原子力安全委員長 すみません。保安規定を全部見ているわけではないというか、基本的には保安規定、何かありますか。ちょっと申しわけございません。今の段階ではお答えできないんですけども、すみません。

○電気新聞山田記者 電気新聞の山田と申します。

安全委員会としては、冷温停止というのは今の場合、どういうものだというふうにご認識されているのでしょうか。

○班目原子力安全委員長 事故の起こった状態ですよね。

基本的に普通の状態から類推すると、適切な形で燃料が100℃以下の水によって冷却され、安定な状態にあることというふうにご認識しておりますが。

○電気新聞山田記者 今は炉の下に溜まっちゃっていて、中はかなり高温だと推測されるんですけれども、適切な形で燃料が100℃以下になるとしたら、かなり時間がかかると思うんですけれども、その辺のことについて、どういうふうにお考えになりますか。

○班目原子力安全委員長 ちょっとこれは専門家の間でのコンセンサスが必要なことだと思っておりますけれども、ある程度の例えば塊になっていて、外側は冷えているけれども、真ん中は決して冷えてないという状況であるならば、必ずしも安定的な冷却がなされているとは言えないということになってしまうと思います。ちょっとその辺りが今後、もうちょっと明らかになってきたところで、しっかりとした議論がなされるべきじゃないかな、というふうに思っております。

○読売新聞山田記者 読売新聞の山田といいます。

今の冷温停止に関して1点と、あと生活環境などで1点質問です。

まず、冷温停止なんですけれども、規制行政の保安院から示された助言ということだったのですが、基本的なことで、指針類とか耐震とか安全とかは、安全委員会が作って、保安院の方にやってもらうというシステムと理解しているんですが、安全委員会の方でこういう指針というか、定義なりというのを決めるということは、従来からないんですね。

○班目原子力安全委員長 原子力安全委員会というところは、いろいろな意味で基本的な考え方ですね。原子力安全の確保のための基本的な考え方を示すのが役目だというふうに思っております。したがって、これまでいろいろな指針類を定めて発表してきているわけです。

ただ、今のような状況になった場合には、むしろ助言組織という位置づけが強くなります。といいますのは、いろいろなこれから規制なんかをしていくときに、普通の状態であるならば、原理原則に従って議論ができるわけなんですけれども、今のような状態だと、実際の物がどういう状況にあるかということの認識がないと、いろいろな判断ができないということになってくるので、これは冷温停止だけにかかわらず、例えば今日、ちょっとご紹介した、実際に現存被ばく状況という、今までの法体系なんかで考えてもいないような状況が、実際にはあらわれてきているわけなんですけれども、そういうところでこうしなさい、ああしなさいという辺りになったら、むしろ行政の方でいろいろ提案いただいたのに対して、こちらの方で助言すると、そういう形にせざるを得ないというふうに思っているところです。

○読売新聞山田記者 ひとつ懸念としてあるのが、規制行政庁側で都合のいいような解釈で作って、先ほど、先生おっしゃったんですけれども、いろいろ専門家のコンセンサスとか得られたりしないととか、あと難しい状況というのは分かって、こういう難しいものは、安全委員会の方がいいんじゃないかな、と個人的には思うんですが、そういうことはないのですか。

○班目原子力安全委員長 今現在、原子力安全委員会としては、再三再四、1号機から3号機までの炉心の状態がどうなっているかの報告を、原子力安全・保安院に求めてきているところです。しかしながら、残念ながら、東京電力からのレポートが出たということは、今では承知しているんですけれども、保安院としての見解は、まだ伺ってもいないという状況にあります。是非とも、それを出していただいた上で、安全委員会としてはどういうことができるのかということちょっと判断させていただきたいと思っていますところ。

○読売新聞山田記者 あくまでも前提となるのは、保安院の報告に基づいて、ということでもよろしいんですね。要は難しい判断なので、保安院任せじゃなく、安全委員会としても独自の立場で専門的知見から、というものがあってもいいかなと思ったんですけれども。

○班目原子力安全委員長 この問題に関してだけは、実際のものがどうなっているかの認識が大切なんですよね。それはまずは、事業者がしっかり認識して、それに対して規制行政庁が、それが正しいかどうかを判断する。それに対して、さらに原子力安全委員会が助言をしていくということになってしまうので、そういう実際の状況を全く無視して、冷温停止とはこんなものじゃないの、というような議論をすることがいいことかどうか、ちょっと、私としては必ずしも賛成できないところがございます。

○読売新聞山田記者 あと1点別の話になって、生活環境における放射線レベルの福島市内での調査に関して、これは(1)、(2)で言っているそれぞれのレベルがあるんですけれども、この1時間当たり1から2 μ Svとか3から4 μ Sv、これは通常、何もしてなければ問題はないんだけど、ここに書いてあるいろいろ作業した場合に注意する必要があるので、(3)で書いてあるような防護策をとることが望ましい、もしくはとってくださいと、そういうふうな内容と理解してよろしいのでしょうか。

○代谷原子力安全委員 これについては、1から2 μ Sv/hというのは、普通のところでというのは、例えば道路を歩いていると、3から4 μ Sv/hというのは、側溝の上を歩くときというように考えていただければいいと思うんですね。

さらに、ということとは側溝の中に非常に濃度の高いものがある。それを上に上げてきますと、それどころではない、それよりもはるかに高い線量になるということになります。

例えば、前回、私が落ち葉のところがあるところに行きますと、例えば周辺では5 μ Sv/hぐらいだったんですけれども、落ち葉のところを持っていく、あるいは花が落ちたところ、

そういうところへ持っていくと、そのところは $50\mu\text{Sv/h}$ とか $60\mu\text{Sv/h}$ とか、すぐに行くわけですね。そういうようなところがありますよということです。ですから、そういうところを気をつけてください、というのがこの観点として書かれているというように思っております。

○読売新聞山田記者 その $50\mu\text{Sv/h}$ から $60\mu\text{Sv/h}$ という数字のところ危ないというのはわかるんですけども、この通常1から2とか3から4 $\mu\text{Sv/h}$ 、これに関しての評価というのはどうしたことなんでしょうか、普通にやっている場合は問題ない。だけれども、何か作業する場合は気をつけてください。そういうことでよろしいのでしょうか。

○代谷原子力安全委員 現存被ばくの今、現在の状況というのは、学校にもありますように、あそこにあるような3 $\mu\text{Sv/h}$ を超えるようなところもあるわけですね。そういうようなところですよ。福島の市内を普通の道路の上を歩いていると、この1から2 $\mu\text{Sv/h}$ ということですね。もちろん今後、そういう高くなっているところというのは、先ほど来申しておりますが、高くなる要因があるわけですね。そういうものを取り除くことによって、例えば学校なんかでは今、土を、表土を取り除こうとされていると思うんですが、そういうことをすることによって、これを下げることができます。

そういうことが必要というか、できるだけ実際にそういうところができる場所については、そういうことをやりながら線量を下げるという努力は、当然のことながらしなければならぬというように思っておりますし、報道なんかを見ておりますと、福島県さんの方もいろいろと努力をされて、いろいろな試みをしておられるというように理解しております。

○読売新聞山田記者 この趣旨としては、そういう濃いところ、溜まっているものを処理した方がいいと、そういう趣旨。

○代谷原子力安全委員 できることならそういうのがいいと思います。

それで、もしそれができないのであれば近づかないということですよ。そのいずれかということになります。

○時事通信野中記者 時事通信の野中と申します。

廃棄物に関してまず伺いたいんですけども、これは結局、クリアランスレベルとか再利用の考え方は、炉規法で定められているような原則は、事業所、発電所敷地内とかのことだと思んですけども、そういうのが敷地外であっても、そういう放射線の影響を受けたものについては準用するという考え方でよろしいのでしょうか。

○代谷原子力安全委員 そのように考えていただければと思います。いずれにしてもクリアランスレベルというのは、管理をしなくていいというレベルとして定めておりますので、それが市場に出回るということを念頭に置いて、市場にというか、一般のところに出ていくと

いうことを念頭に置いて、もともとクリアランスレベルというのが考えられたものですので、そういうところになれば、例えば、現存被ばくのそういう地域から計画被ばくのというか、それより普通のところへ出ていっても問題がないレベル、というように考えております。

○時事通信野中記者 溶融や処理を行う従事者については、電離則を準用するという考え方だと思うんですけども、普通の一般廃棄物処理業者は、例えば、線量管理の被ばく手帳なんかを持ってないと思うんですけども、どうやって管理していくのでしょうか。

○代谷原子力安全委員 ここにございますのは、非常に高いというか、作業者はできる限り1mSv/年を超えないというような形で管理をしていただきたいと思いますと思いますが、どうしてもそれを超えるというようなことが明白である場合は、電離則を適用してきっちりと管理をしていただきたいと思いますということでございます。ですから、一般の人にやらせるということではなくて、それなりの管理を受けられる状況にしてやってください、ということをお申し述べたいと思います。

○時事通信野中記者 それは通常の廃棄物処理業者がそういう被ばく手帳を取得して、きちんと管理せよという趣旨なのか、現在、専門の処理ができる業者のみがやるべきということなのか、どちら。

○代谷原子力安全委員 それは例えば今、言われたように、現在、そういうのを適用されていないところがこれを適用するということに変わることもあり得るというように思っております。

○東京新聞榊原記者 東京新聞の榊原です。

文部科学省の方で今日、発表になった累積の積算線量の推定値、1年間でどれぐらいの積算線量になるかというところで、計画避難区域の外、20mSvを超えていた伊達市に加えて、南相馬市の地点でも20mSvを超えるというような結果が出ているんです、今日の発表で。

それで、この間の安全委員会というか、代谷先生などは周辺の状況を観察する必要があるということだったんですが、また南相馬というか、新たなところでも20mSvを超えたことについてのまず受けとめと、今後、安全委員会としてこういう計画的避難区域以外でも20mSvを超えているところがあることについては、どういう対応をしていくべきだというふうにお考えでしょうか。

○代谷原子力安全委員 20mSvを超えたというところが新たに出てきたというところについては、実は、今、文部科学省さんの方では測定の数値を増やしていただいております。新たに測定したところというのがどんどん出ております。ただ、これについては、今までのところのデータがございません。

そういうことで言いますと、この前も申し上げましたが、線量の測定、例えば、方向を変

えると3割程度は変動すると、そうするとその変動の影響を受けて、たまたま入ってしまうということもあり得るわけです。しかも、これは現在の線量がこれまでのところは、ある類推をされているわけですが、今後のところについては、それがずっと続くという仮定のもとで計算されています。

ですから、よく見ていただきますと、恐らく文部科学省さんが発表されている区域について、若干、誤差はあるかも知れませんが、全体としては20mSvの区域が一番最初に発表されたときよりも若干、縮まっていっていると、狭まっているという傾向にあるかと思えます。そういう状況をというのは、線量が若干ながら漸減しているという部分がありますので、その影響が出てくるということになります。

ですから、今現在のところで、そういうデータが出てくるということはありませんが、だからといって必ずそうなるというものではない。ある意味で非常に誤差が大きいデータをもとに今、作られた地図であるということは、念頭に置いていただきたいというように思っております。

○東京新聞榊原記者 何らかのすぐの対応が必要というわけではなくて、もう少し観測を続けて様子を見るということではよろしいのでしょうか。

○代谷原子力安全委員 これは区域のことについては、我々の話ではなくて、我々としてはここについては20mSvを超えることがあり得ますよ、というお話を行政側にして差し上げると、それについて行政側が、だったらどうしようにしましょうと、例えば、避難区域にしましょうとか、そういうご判断があるのであろうというように思っております。

○共同通信田島記者 共同通信の田島といいます。

廃棄物の件なんですけれども、今、お話があったように、積算年間被ばくだけで20mSv近いような地域があつて、なおかつ、廃棄物処理で先ほどのお話だと、1年間で最高50mSvまでいいということになっているんですけれども、そうすると作業員の被ばく線量がちょっと高くなってしまふ、現存被ばくと合わせると、非常に高くなってしまふと思うんですが、そこについてはいかががお考えですか。

○代谷原子力安全委員 これは一応作業員については、作業に伴うものということで、現存被ばく状況にプラスされるというところがあり得ると思います。ただ、先ほど言われたように50mSvになるという、それはそういうこともあり得ますが、そういうことではなくて、できるだけ低く抑えるというのが管理の基本ですので、これは電離則が適用されますと、そういうところは管理されるというように思っております。

それから、もうひとつは一般の方々について、これを周りの方々については1mSv以下にしてくださいということがありますので、全体としてはその周辺のものについては現存被ばく状況がそこに住み続けるということではなくて、作業場に住み続けるということではなければ、その周辺におられたとしても、今までよりは下がる方向に行くであろうというように

思っています。

結局、あるところに強い線源があって、その線源の影響を受けるところというのは周辺に出てくるわけです。その周辺の線量というのを下げようとする、もとのところを下げるといふ努力をしないといけないということになりますし、そういう努力があることによって、周りについても下げようということが働くというように、私は思っております。

○共同通信田島記者 基本的な考え方としては、ICRPのやつで1から20mSv/yのバンドで、作業員も一般の方も1から20mSv/yのバンドで20mSv/yを超えずに、可能な限り低くというような考え方でよろしいのでしょうか。

○代谷原子力安全委員 できる限りそうしていただきたいと思いますが、ただし先ほど来ちょっと申し上げていますように、非常に高い線源というか、線量のものを扱うということであれば、作業員については、そこに収まらないという可能性は出てくると思います。ただ、それが先ほど言われた50mSv/yとか、そういうような値になるまでにはならないというように思っています。だから、20が例えば25とか、いっても30mSv/yぐらいのところ、現存被ばくを考えても、ぐらいのところ収まるというようには思っております。

○共同通信田島記者 もう1点なんですけれども、具体的に個人に線量計とかを配備するような形になるのでしょうか。

○代谷原子力安全委員 これはどうやられるかというのは、それぞれのところで違うかと思いますが、一応、電離則がもしも適用されるということになれば、これは個人管理を行うわけですから、当然のことながら個人の線量というのは測るということになります。

○テレビ朝日村田記者 テレビ朝日の村田と申します。

今日、お示しになった、この廃棄物の考え方及び生活環境における放射線レベルの調査結果が出たことによって、今後、行政庁の方でどういうことが、これをもとに今までと変わることが期待されるのかを教えてください。例えば、この廃棄物の方は、これは原発の付近のがれきに加えて学校の土も含まれて、その処分がしやすくなることが期待できるのかとか、この両方について教えてください。

○代谷原子力安全委員 いずれにしても、線量の高いものについて、これをどうするかということですね。

当面は多分、土については文部科学省さんが言うておられるように、校庭をひっくり返すとか、穴を開けてその中に埋めるとか、そういう形の方法がありますということをおっしゃっております。そういうことにしますと、それが後ろの方の処理場とか、そういうところに来るとということでは必ずしもないわけですね。

そういうことで下がるということもありますし、そうでなければ、先ほどの調査によっ

て、高いところの落ち葉とか泥とかがあります。これについては、最終の処理のところにくわいですね。そういうものがいけば、それだけなくなっていくと、要するに、再配置が強い放射能を持ったものがちょっと言い方は悪いですが、最後の処分場のところに集まるということによって、現存被ばくの状況のところの線量は、総体的には下がるということが期待されます。

もちろんこれについては、こういうことがございますよということを申し上げますので、これを行政側としては、こういう知識を活用していただいて、それなりの対応をとっていただくということになろう、というように期待をしているところでございます。

○NHK安井記者 NHKの安井と申します。

生活環境における放射線レベルの調査結果についてというところなんですけれども、この調査をした場所が大体何か所とか、もし、ご存じだったら教えていただきたいんですけれども。

○都筑課長 県庁周辺の100m辺り、それから落ち葉が集まっているところの側溝を数か所と聞いております。

○代谷原子力安全委員 私が聞きましたところは、ビルとビルの間に横が駐車場のところで非常に高いところがある。それはどうなっていたかという、泥をどなたかがとられて、よく水を掃除しますと、その土を上に乗りますね。そういう状態にあった。あれと思って、そこに線量計を近づけると、100 μ Sv/h程度の値が出たというようなことがあるということでございます。ですから、そういうものを集めると大変な量になる。それは線量になるということですよ。

私も横の杉妻会館というところが県庁の横にあるわけで、そこにモニタリングのチームがいるわけです。そのモニタリングチームが車を止めている駐車場に側溝があって、その側溝の上を私も持って歩きました。持って歩くと先ほどのこの1、2が3、4 μ Sv/hになるという感じで、側溝のところ近づけますと、泥を集めてないんですが、やはり高いところでは30 μ Sv/hぐらい、30、40 μ Sv/hにはなるということですので、そういうところに溜まっているということです。

○NHK安井記者 そうでしたら、例えば、駐車場を管理されておられる方が、ご自身で泥をすくい上げて、駐車場の隅っこに溜めておられるようなことって、よくあると思うんですけども、余りそういったところに個人の方が溜めておかれることも、余り望ましくないとか、そういうところに関しても注意喚起が必要なんじゃないでしょうか。

○代谷原子力安全委員 私どもとしては、ここに放射線防護のところ、生活環境のところ側溝の清掃についてはということと、その後市町村の管理の下に除去を行うというのを続けて書いてあるのは、そういうことでございまして、両者が連携をとり合って、もし清掃

をするのであれば、清掃をしたらすぐにそれを回収していくと、そういう体制をとっていただきたいということが頭にございます。

以 上